

岐阜県先端科学技術体験センター指定管理評価員会議設置要綱

(総 則)

第1条 この要綱は、岐阜県先端科学技術体験センター指定管理に係る評価員会議（以下「会議」という）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 会議は、岐阜県先端科学技術体験センターにおいて必要な指導、助言を得ることを目的とする。

(組 織)

第3条 評価員は、岐阜県先端科学技術体験センターに関係する団体及び有識者等から4人以上選任する。

(任 期)

第4条 評価員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の評価員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評価員は再任されることができる。ただし、通算10年を超えて再任をしないこととする。

(会 議)

第5条 会議は、少なくとも年2回以上開催することとし、事務局が招集する。

2 会議の開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事項と共にあらかじめ評価員に通知しなければならない。

3 会議に出席できない評価員は、あらかじめ通知された事項について、他の者を代理人とすることができる。この場合、委任状の様式は任意とするが、団体を代表する評価員であることが明確なものとする。

(助言等を得るべき事項)

第6条 会議は、次に掲げる事項について必要な助言等を行う。

(1) 岐阜県先端科学技術体験センターの運営に関する事項

- イ 管理基準の充足状況
- ロ 設置目的の達成状況
- ハ 公共性の確保の状況
- ニ 経営状況
- ホ 派生的効果

(2) その他岐阜県先端科学技術体験センター運営のために必要な事項

(議事要旨)

第7条 会議の議事については、次の事項を記載した議事要旨を作成する。

(1) 会議開催の日時及び場所

(2) 評価員の現在数、ならびに会議に出席した評価員の数とその氏名

(3) 議題

(4) 発言者及び発言の内容

(事務局)

第8条 会議の事務局を岐阜県観光文化スポーツ部文化伝承課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、会議の運営に関して必要な事項は事務局が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。